

平成 30 年第 7 回九戸村農業委員会会議

議 事 録

下記のとおり、平成 30 年 7 回九戸村農業委員会会議を招集した。

1 招集の日時 平成 30 年 7 月 20 日 午前 11 時 30 分～

1 招集の場所 九戸村公民館 2 階 開発ホール

1 出席委員数 10 名

1 出席委員の氏名及び議席番号

1 番	委 員	野辺地 吉 夫
2 番	〃	平 中 実 博
3 番	〃	高 倉 徳 見
4 番	〃	城 戸 あき子
5 番	〃	山 本 隆 也
6 番	〃	七 戸 はるみ
7 番	〃	関 口 富貴子
8 番	〃	南 信 男
9 番	〃	山 地 博
10 番	〃	千 葉 一 孝

1 出席推進委員数 6 名

1 出席推進委員の氏名及び席次番号

11 番	推進委員	斉 藤 誠 一
12 番	〃	田 澤 松 雄
13 番	〃	松 澤 浩 二
14 番	〃	大 崎 善 孝
15 番	〃	小井田 重 雄
16 番	〃	石 川 弘 志

1 欠席委員の氏名及び議席番号

1 説明・職務のため出席した者

事務局長 杉 村 幸 久

事務局長補佐 浅 水 涉

主任 大 崎 篤 史

提出議案

議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」

議案第2号 「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」

議案第3号 「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」

議案第4号 「適用外証明交付申請の承認について」

議案第5号 「非農地判断について」

議長	<p>開会 午前11時30分～</p> <p>ただ今から平成30年第7回九戸村農業委員会会議を開会いたします。本日の出席委員は、定数10名中10名であります。よって本会は成立いたします。また、推進委員さんにも出席して頂いております。</p> <p>議案審議に入る前に、議事録署名委員及び書記の指名ですが、議長にお任せ頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「異議なし」)</p> <p>議事録署名委員に7番関口委員と8番南委員を、書記には事務局の大崎主任を指名致します。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。</p>
局長補佐 議長	<p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第1号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、議案第1号「農地法第3条に規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第1号は、原案のとおり決定されました。</p> <p>つづきまして、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局説明を願います。</p>
局長補佐 議長	<p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第2号の説明が終わりました。現地確認につきましては、松澤推進委員さんをお願いしておりますので、確認結果についてご報告頂きたいと思っております。</p>
13番 議長	<p>本日9時45分頃、申請人の●●さん、役場から横井さん、平中委員さんと私で確認して参りました。何も問題がないということで確認してきました。以上です。</p> <p>ご苦労様でした。報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
3番	<p>転用目的の欄になりますが、農家住宅とありますがこれは農家の人が市街化調整区域内に建てる場合をいう事になっていると思っておりますが、ここを直すのであれば許可申請の時でもいいかもしれません。</p>
局長補佐	<p>最近の県等は、市街化調整区域にかかわらず農家が住宅を建てる際は、農家住宅であるという見解で話をされます。県に確認して事務を執り進めます。</p>

議長	<p>他ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は原案のとおり意見なしと決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号は原案のとおり、意見なしと決定されました。</p> <p>つづきまして、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局説明を願います。</p>
局長補佐	<p>【議案書を読み上げて説明】</p> <p>議案第3号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>ないようですので、議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第3号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第4号「適用外証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局説明を願います。</p>
局長補佐	<p>【議案書を読み上げて説明】</p>
議長	<p>議案第4号の説明が終わりました。現地確認につきましては、山本委員と斉藤推進委員をお願いしておりますので、確認結果についてご報告を頂きたいと思います。</p>
11番	<p>隣が山になっていて山林化していて、木も大きくなっていて問題ないと思います。</p>
議長	<p>ご苦労様でした。報告が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
3番	<p>山林化していると報告がありましたが、登記で山林に変えますよね。</p>
局長補佐	<p>証明書を交付する際に登記するように指導します。</p>
議長	<p>他ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、議案第4号「適用外証明交付申請の承認について」は、原案のとおり承認する事にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第4号は、原案のとおり承認されました。</p> <p>つづきまして、議案第5号「非農地判断について」を議題とします。事務局説明を願います。</p>
局長補佐	<p>【議案書を読み上げて説明】</p>
議長	<p>議案第5号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質問、ご意見ございませんか。</p>
3番	<p>この中で土地改良区の賦課金に該当する農地はありますか。</p>
局長補佐	<p>この中にはありません。</p>

議長	非農地判断になって、後は個人個人の問題で。
局長補佐	土地の所有者宛に、「この土地は非農地となりました」と通知を出しますので、それに合わせて・・・
議長	出して、その人が動かなければ農地のままなの。
局長補佐	地目上はそうなります。通知の際に活用する時には地目変更をして下さいという通知を出します。
議長	出してもほとんどやらないのかな。
局長補佐	場所もいい所にあるわけではないので、ほとんどが山林だと思うので、だからこそ登記しない可能性が高いです。
議長	自分で出来なければ、業者に頼めばそれなりのお金取られるんでしょ？
局長補佐	はい。
15 番	農地でなくなれば、登記簿は雑種地もしくは山林になるの。それは所有者が選択出来る事なの。
局長補佐	ただし、山林化しているのであれば山林と登記出来ますが、宅地としては登記出来ません。雑種地もどうかと思います。というのも、登記官側が現況に合わせて登記して下さいと指導すると思うので。
15 番	登記の時にどういう状態であるかというのは、口頭でいいの。書類として出さなければいけないの。
局長補佐	現地確認もしているようです。転用で山林にしたいと申請があって許可出て、そこに植林をしてすぐ山には出来ないようです。3年して木が定着してからでないといけないよと話をされるようです。今回は手を付けていないので、原野とか山林に出来るのかなと思います。
3 番	地目の変更をするときの添付書類は、非農地証明が本人にいくの？
局長補佐	非農地判断した、という通知書を出します。「本日付けで非農地判断しました」という通知が本人宛に送ります。
議長	他ございませんか。
	(なし)
	ないようですので、議案第5号「非農地判断について」は原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
	議案第5号は、原案のとおり承認されました。
	本日の議案は以上です。
	これを持ちまして、平成30年度第7回九戸村農業委員会会議を閉会いたします。大変ご苦勞様でございました。
	事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。
	閉会日時 平成30年7月20日 午前11時55分終了